

## 1-2-2：兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

### (趣旨)

第1 この要領は、兵庫県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第11条第4項の規定に基づき、兵庫県消防防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して必要な事項を定める。

### (緊急運航の要件)

第2 緊急運航は、原則として、要綱第10条第1項第1号から6号までに掲げる活動で、次の要件を充たす場合に運航することができるものとする。

- (1) 公共性 災害等から県民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。

(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、身体及び財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)

- (3) 有効性 兵庫県消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）による活動が災害を防御するうえで、最も有効な手段であること。

### (緊急運航の要請基準)

第3 緊急運航は、第2の要件を充たし、かつ、次に掲げる基準に該当する場合に要請できるものとする。

#### (1) 救急活動

##### ア 救急現場から救命救急センター等への緊急搬送

救急現場から傷病者を緊急に救命救急センター等へ搬送する必要がある場合で、航空機による搬送が救急自動車又は船舶による搬送より時間が短縮できる場合

##### イ 救急現場への医師の搬送及び医療資機材等の輸送

救急現場において緊急医療を行うため、医師及び医療資機材等を搬送する必要があると認められる場合

##### ウ 傷病者の緊急転送

傷病者の応急処置等のために一時的に収容された医療機関から、高次医療機関又は当該傷病者に必要な処置が可能な医療機関に緊急に搬送する場合で、医師が搭乗できる場合

##### エ 県内の救命救急センター等への傷病者の転院搬送

県内の救命救急センター等へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、搬送元医療機関又は搬送先医療機関の医師が搭乗できる場合

##### オ 遠隔地の高次医療機関への傷病者の転院搬送

遠隔地の高次医療機関へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、搬送元医療機関又は搬送先医療機関の医師が搭乗できる場合

##### カ 高速道路上での事故

高速自動車国道及び自動車専用道路上での事故で、救急車での収容、搬送が困難と認められる場合

##### キ 臓器の緊急搬送

公益社団法人日本臓器移植ネットワークの要請を受け、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）の規定に基づき、摘出された臓器を緊急に搬送する必要がある場合で、かつ、医師が搭乗できる場合

##### ク その他救急活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合

#### (2) 救助活動

##### ア 水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助

水難事故（水面からの救助に限る。）、山岳遭難事故等において、航空機による捜索又は救助の必要があると認められる場合

##### イ 高層建築物火災における救助

高層建築物火災において、地上からの救助が困難で、航空機による救助が必要と認められる場合

- ウ 山崩れ、洪水、河川の増水等により、陸上から接近できない要救助者等の救助
- 山崩れ、洪水、河川の増水、高潮等により、陸上からの救助が困難で、航空機による救助が必要と認められる場合
- エ その他救助活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合

(3) 火災防御活動

- ア 林野火災等における空中からの消火活動
- 地上における消火活動では消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合
- イ 消防隊員、消防資機材等の搬送
- 大規模林野火災等において、人員（防御計画を立案するための上空視察）、資機材等の搬送手段がない場合又は航空機による搬送が有効と認められる場合
- ウ その他火災防御活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合

(4) 情報収集活動

- ア 救急活動、救助活動、火災防御活動に伴う情報収集
- 前(1)から(3)のうち、別表第1の出動区分が第1出動に区分される事案で、航空機による活動が予測される災害において、早期に災害状況を把握する必要があると認められる場合
- イ 火災等即報、救急・救助即報該当事案（発生中事案）
- 消防組織法第40条に基づく「火災・災害等即報要領」に規定する即報基準のうち、火災等即報、救急・救助事故即報に定める災害に該当若しくは該当する可能性がある事案（以下「火災・災害等即報該当事案」という。）が運航時間内に発生若しくは発生中で、早期に情報収集活動が必要と認める場合
- ウ 火災等即報、救急・救助即報該当事案（終息事案）
- 火災・災害等即報該当事案で、運航時間外に発生し、かつ、終息した事案で情報収集が必要な場合
- エ 「火災・災害等即報該当事案」に該当しない事案
- 上記ア、イ、ウの他、地上のみでは情報収集が困難であり、航空機による情報収集活動の必要があると認められる場合
- オ その他広範囲な被害状況調査等を行う必要がある場合

(5) 災害応急対策活動

- ア 被災状況等の調査及び情報収集活動
- 地震、津波等の自然災害が発生若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合
- イ 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食糧、衣料、その他の生活必需品・復旧資機材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合
- ウ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動
- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の情報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合
- エ その他災害応急対策活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合

(6) 広域航空消防防災応援活動

- 消防防災業務に関する応援協定等に伴う要請及び消防組織法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊等の要請で応援の必要があると認められる場合

#### （通常時における緊急運航）

第4 通常時における緊急運航の要請は、市町若しくは消防事務組合の長、消防長又はそれらの者から委任された者（以下「要請者」という。）が、防災監が指定する電話会議システムにより行うものとし、その後、兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）をファクシミリ等により提出するものとする。なお、臓器の緊急搬送に関する事項については、別に定める。

2 前項の要請は、兵庫県消防防災航空隊において受理するものとする。

3 兵庫県消防防災航空隊の運航責任者は、第1項に規定する要請に対し、次のとおり対応するものとする。

- (1) 別表第1の要請区分で出動区分が「第1出動」に該当する場合は、直ちに出動の可否を決定し、要請者に回答する。
- (2) 別表第1の要請区分で出動区分が「第2出動」に該当する場合は、消防保安課を経由して防災監に出動の可否の判断を仰ぎ、防災監の決定内容に基づき要請者に回答する。

(兵庫県災害対策本部等設置時における緊急運航)

第5 兵庫県災害対策本部又は兵庫県災害警戒本部設置時における緊急運航の要請は、市町若しくは消防事務組合の長又は消防長等（以下「災害時要請者」という。）が、兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により、ファクシミリ等で防災監に要請するものとする。

2 前項の要請は、兵庫県災害対策本部事務局において受理するものとする。

3 防災監は、第1項に規定する要請があった場合には、災害の状況等を確認のうえ、出動の可否を決定し、災害時要請者に回答するものとする。

(受入れ態勢)

第6 要請者は、兵庫県消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入れ態勢を整えるものとする。

- (1) 臨時離着陸場の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の臨時離着陸場及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

(報告)

第7 業務指揮者は、緊急運航を終了した場合には、兵庫県消防防災航空隊の隊長に対して、緊急運航活動報告書（様式第2号）により活動の概要等を報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月7日から施行する。

省 略